

職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって（談話）

本日、人事委員会は県議会と知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

人事委員会は、地方公務員法に基づき設置され、人事行政に関する事項について調査し、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行うなど、人事行政の専門機関として位置付けられています。

本年の報告では、はじめに人事行政の根幹である人事管理における諸課題及び将来を見据えた取組の方向性について言及しました。優秀な人材の確保、効果的な人材育成、能力・実績に基づく人事管理など職員の意欲・能力の向上に寄与する取組に加え、職員がその能力を十二分に発揮し、やりがいを感じる職場環境の整備が、これからの効率的な行財政運営には必要不可欠であるとの考え方にに基づき報告しています。

また、職員の給与に関しては、地方公務員法の均衡の原則に基づき、職種別民間給与実態調査結果に基づく民間給与との較差等を踏まえ、ボーナスを0.1月分引き上げ、医師等に対する初任給調整手当を除く月例給を据え置くこととしました。

職員におかれては、特例条例による給与減額措置が行われている中、厳しい財政状況に対応した効率的な業務遂行と行政サービスの一層の向上を図るため、高い士気を持って諸課題に取り組まれています。今後も法令等を遵守し、公正・誠実に職務を遂行することでより一層県民の信頼に応え、「県民とともにアクティブに、新しい三重を創っていく日本一の職員」となることを期待します。

県議会及び知事におかれましては、給与勧告制度が、職員の労働基本権制約の代償措置であることに対し深い理解を示され、本年の人事委員会勧告を実施されるよう要請するとともに、報告で述べた諸課題の解決に向けた取組を実施されることを希望します。

県民の皆様におかれましては、地方公務員法に基づく人事委員会の役割や給与勧告制度の意義について、深いご理解をいただきたいと思います。

平成29年10月11日

三重県人事委員会委員長 竹川 博子